

# 佐賀県神社庁報

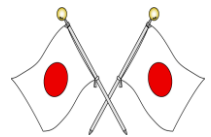
第 285 号

★発行者 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦  
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-choh  
@shore.ocn.ne.jp



祝祭日には国旗を  
掲げましょう

## 第七十三回

### 九州各県神社庁連合会神職総会

#### ▽神職総会に於ける提出議案

安定的な皇位継承の在り方に関する「有識者会議（『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案』に対する付帯決議）に関する有識者会議」が、「最終報告」として政府に提出した「皇族数確保の具体的方策」を踏まへ、「皇族には認められない養子縁組を



可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」を実現すること」を早急な制度確立に向けた国民啓発活動及び国会対策に、強力に取り組まれるやう神社

本庁に要望するの件

#### (提出理由)

令和三年十二月二十二日、安定的な皇位継承の在り方に関する「有識者会議」が、最終報告を岸田首相に提出した。本年(令和四年)一月十二日、岸田首相は、衆参両議院の正副議長にこれを手交し、「政府として尊重する」旨を表明してゐる。今後、この報告をめぐって国会での議論や立法の検討等の動きが本格化してくると予想される。

有識者会議の最終報告は、皇位継承の在り方については具体的な議論をするには機が熟してゐないとしながら、もう一つの課題である「皇族数確保の具体的方策」については、女性皇族が婚姻後も皇族身分を保持する案と共に、旧宮家の男系男子孫を現皇族(宮家)の養子に迎へるといふ、これまで旧宮家の皇族復帰については議論すら忌避されてゐた状況を一新した、画期的と言へる案を示し

てゐる。

この二案は、将来的には皇位継承の在り方にも密接に関はる重要な提案と見なければならぬ。

前者の案については、女性皇族の配偶者及び子を一般国民とする考へ方が示されてゐるとはいへ、いはゆる「女性宮家」ひいては「女系天皇」出現に繋がる恐れを念頭に置いて、これに関する世論の動向等を慎重に注視していく必要がある。

斯界としては、皇位の男系継承の伝統を守るために、後者の案の実現を協力に推進し、それに必要な法整備等の制度を早急に確立することに注力しなければならぬと考へる。それには、女系天皇推進派勢力の妨害工作・悪宣伝等を跳ね返す、広範かつ強力な国民の理解と賛同が欠かせない。また、さうした強固な国民的支持を背景とした国会対策も極めて重要となるであらう。

ついでには、神社本庁は神道政治連盟を

はじめ関係団体等と連携し、伝統に則り男系での安定した皇位継承を保障する法整備等の早急な制度確立に向けて、強力な国民運動及び国会対策に取り組みれるやう要望するものである。

▽「宣言」

沖繩は今年、祖国復帰五十年の節目の年を迎へる。畏くも、今年の天長節の日に天皇陛下より

先の大戦で、悲惨な地上戦の舞台となり、その後、約二十七年間も日本国の施政下から外れた沖繩は、人々の強い願いの下、五十年前日本への復帰を果たしました。

この間、今日に至るまで、沖繩の人々は本当に多くの苦難を乗り越えてきたものと思ひますし、このことを決して忘れてはならないと思ひます。本土復帰から五十年の節目となる今年、私自身も、今まで沖繩がたどってきた道のりを今一度見つめ直し、沖繩の地と沖繩の皆さんに心を寄せていきたいと思ひます。そして、これからも、多くの人が沖繩の歴史や文化を学び、沖繩への理解を深めていくことを願っています。

との、御言葉を賜りました。  
今、東欧に於いては、ロシアのウクライナ侵略、また極東に於いては、中共に

よる台湾や尖閣諸島への脅威がある。

この秋にあたり、私共、全神職は、深く世界の平和を希求し、正しく世界の動向を把握すると共に、時局の推移を見誤ることなく、誓つて大御心を体し、いよいよ祭祀の厳修に努め、常に研鑽に励み、高い見識を以て崇敬者への教化、敬神尊皇と共存共栄の国民精神の高揚に努めることを決意する。

右、宣言する。

令和四年五月十日

第七十三回

九州各県神社庁連合会神職總會

▽「決議」

第七十三回九州各県神社庁連合会神職總會に当たり、我々は、宣言の趣旨を体し、使命の達成に努力せんことを誓ふ。右、決議する。

令和四年五月十日

第七十三回

九州各県神社庁連合会神職總會

【神職總會参加者】

佐賀地区第二支部南

新北神社宮司

佐賀地区第二支部北

香椎神社宮司

川浪 勝英

村田 直敏

高木八幡宮禰宜 大島 仁志  
唐津市地区支部

唐津神社禰宜 戸川 健士  
八幡社宮司 宮崎 貞克  
東松浦地区西支部

八幡神社宮司 宮崎 浩司  
杵島地区東支部  
妻山神社宮司 永代龍三郎  
佐賀地区第一支部

佐賀縣護國神社宮司 徳久 俊彦  
佐嘉神社宮司 佐野 安正  
掘江神社宮司 松中 浩泰  
佐嘉神社権禰宜 溝上 忠秀  
神社庁 主事 野崎 洸史  
録事 名和 長高

はがくれの塔(摩文仁の丘)に  
於いて戦歿者慰霊祭を斎行

去る五月十一日、沖繩県糸満市摩文仁の丘「はがくれの塔」前において、第七十三回九州各県神社庁連合会神職總會当県参加者により戦歿者慰霊祭を斎行した。  
齋主に永代龍三郎副庁長、祭員として溝上忠秀佐嘉神社権禰宜、大島仁志高木

八幡宮禰宜の奉仕の下、およそ二万八千余柱の英霊の御前に、一同で大祓詞を奏上の後、齋主にて祭詞が奏上され、齋主、神社庁長、佐賀県神道青年会代表、神社庁副庁長が玉串を奉り、それぞれに祈りを捧げた。



この「はがくれの塔」は、昭和四十一年に、当県で切り出された石材を当地に運び建立されたもので、当日は、沖繩県神社庁渡慶次馨庁長より九州各県の慰霊塔に供花を戴いた。

### 官選最後の沖繩県知事島田叡と佐賀

「はがくれの塔」がある摩文仁の平和祈念公園内には「島守の塔」と呼ばれる慰霊塔が建っています。これは沖繩地上戦で殉職した官選第二十三代沖繩県知事島田叡と、県職員を慰霊するものです。島田知事は、兵庫県神戸市須磨の生まれで、東京帝国大学を卒業後、内務省に入省、高級官僚として警察職を中心に歩み、昭和十三年、県警察部長として、佐

賀県に赴任しました。

その時に、与賀町の龍泰寺において開かれていた勉強会に参加し、「葉隠」を栗原荒野氏に、「南洲翁遺訓」を任職佐々木雄堂氏に就いて深く学んだと伝えられる。この会を主催していた佐々木住職は、島田本部長が他県へ転任の折、「葉隠」、「南洲翁遺訓」の二冊を贈りました。上陸戦がささやかれ、内務省内でも辞退者があった沖繩県知事への就任を島田本部長は承諾し、赴任する際、この二冊を携えていたとの証言も残されています。

沖繩における島田知事の業績は、書物などで顕彰されていますが、その身命を賭して使命を全うした島田知事の精神は、佐賀で磨かれたと言えるかもしれません。



### 神社庁支部長・幹事連絡会 開催

去る五月十九日(木)平和会館三階中ホールにて、神社庁支部長・幹事連絡会が開催された。

本連絡会は神社庁や支部改選期の三年に一度、平成二十八年より開催されているもので、今回は三回目の開催となった。

会議は神宮遙拝に続き、徳久庁長が挨拶、また令和四年四月より新任、再任された支部長・支部幹事に委嘱状が交付された。

続く議事は、徳久庁長によって取り進められ、(一)基本事務の確認、(二)年間行事に関する事務取扱い、(三)任命具申、災害慰藉、その他承認申請に関する事務取扱い、(四)会計に関する事務取扱い、(五)神宮・神宮大麻・神社庁暦等に関する事務取扱い、などについて事務局より資料に基づいて説明。また他に、本年作成予定の神社関係者名簿、支部幹事用書類書式データUSBメモリ、神社庁LINEアカウン



行事予定

六月

- 七日 初任神職研修会(〜八日) 於神社庁
- 十日 神政連九州各県本部長・幹事長・事務局長会 於宮崎県  
東松浦地区西支部総代会総会 於玄海町々民会館  
杵島地区西支部総会 於平山
- 十三日 神政連国会議員懇談会合同懇談会 於ニューオータニ中央委員会  
本部長・事務局長連絡会 於本庁
- 十五日 神社庁事務担当者会 於本庁
- 十六日 神道青年会定例総会 於本庁
- 十八日 鍋島直大公頌徳祭 於佐嘉神社  
第六十一回佐賀県神社関係者大会 於佐嘉神社記念館
- 二十四日 役員会 於神社庁
- 二十七日 初任神職研修会(〜二十八日) 於神社庁

七月

- 六日 九州地区神社庁事務研修会 於長崎県
- 十九日 伊萬里神社例祭
- 二十一日 神社庁支部長会 於神社庁
- 二十六日 雅楽研修会 於神社庁
- 二十七日 役員会 於神社庁  
神社庁協議委員会 於神社庁

事務連絡

令和四年四月二十七日メール連絡

神社本庁総務部情報管理課名都道府県神社庁宛

▼コンピュータウイルス「Emotet(エモテット)」「感染拡大に対する注意喚起の件」

標記の件、コンピュータウイルス「Emotet(エモテット)」につきまして

は、3月頃より日本国内で爆発的な感染拡大が観測されてをります。

エモテットは、感染したパソコンのメールの送受信履歴から、やり取りのあったメールアドレス宛に、感染したパソコンで実際に送受信したメールの差出人名や件名、本文を利用してウイルス付きメールを作成して送りつけ、他のウイルスが侵入できる経路を作る、非常に悪質なウイルスです。

包括下神社にも不審なメールが届いてゐる状況であることが危惧されます

ので、管内神社でも下記の事項に充分留意され、対策を戴くやう、周知方宜しくお願ひ申し上げます。

【エモテットに感染した場合に発生する被害】

エモテットに感染すると以下のやうなメールやメールアドレス等情報が漏洩。

- ・過去に送受信したメールアドレスと表示名過去に送受信したメールのメール件名とメール本文、添付ファイル
- ・漏洩したメール等の情報を元に、実際にやり取りしたメールの差出人名、件名、本文を利用したウイルス付きメールを作成、送信する。
- ・感染したパソコンのメールアドレスアカウントだけでなく、やり取りしたメールの相手先の差出人名を偽装する場合もある。
- ・また、Webブラウザに保存されてゐた認証情報も漏洩する可能性がある。
- ・さらに、感染したパソコンとネットワーク接続してゐる別のパソコンに感染が広がったり、不正送金マルウェアやランサムウェアなど別のマル

ウェアに二次感染する可能性がある。

### 【事前の対策】

○メールを受信したら、送信者名だけでなくメールアドレスと本文を確認する。  
送信者名が偽装されていても、メールアドレスが不正な例が多数見られる。  
送信者名がメールアドレスの場合は特に注意。

本文に覚えがない、ファイルだけ送られてきた、内容の説明もなくダウンロードサイトのURLや添付ファイルの展開パスワードの案内のみ、といふものは不審メールの可能性が高い。

○不審な添付ファイルは「絶対に開かない」。

○市販のセキュリティソフトを導入し、ウイルス定義ファイルは常に最新の状態に更新する。

○Windows や Mac などのOSをはじめ、ソフトウェアを最新の状態に更新しておく。

【不審な添付ファイルを開いてしまった場合の対応】

以下の対処を行ふ。

①当該のパソコンのネットワークを切断する (LAN ケーブルを抜く、無線LAN を切る、Bluetooth を OFF にする)。

②以下のページからエモテット感染確認ルール (EmoCheck) をダウンロードし、添付ファイルを開いてしまったパソコンに保存し実行する。そのパソコンと接続してある他のパソコンがあれば同様に行ふ。

Emotet 感染有無確認ツール EmoCheck  
<https://github.com/JPCERTCC/EmoCheck/releases>

Emochak の実行手順

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/CS\\_ad\\_files/EmoCheck.pdf](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/CS_ad_files/EmoCheck.pdf)

③「EmoCheck」の結果が「Emotet のプロセスが見つかりました」と表示されてゐた場合には、Emotet に感染してゐるので、以下のサイトの「2-1-3. 感染時の対応」を参考に Emotet を無効化する。

マルウェア Emotet への対応FAQ (JPCERT)

<https://blogs.jpCERT.or.jp/ja/2019/>

12/emotetfaq.html

④当該パソコン及び接続してゐる全てのパソコンをアンチウイルスソフトでスキヤンする。

エモテットは他のウイルスを呼び込む為、エモテット以外のウイルスが入り込んでゐる恐れがあり、別途アンチウイルスソフトでの検査が必要。

⑤感染した端末が利用してゐたメールアドレスなどのパスワード変更  
 ⑥被害を受ける (エモテットに感染したパソコンでやり取りしたことのあるメールアドレス) 可能性のある関係者への注意喚起

⑦感染したパソコンの初期化

【御参考】  
 マルウェア Emotet の感染再拡大に関する注意喚起 (JPCERT)

<https://www.jpCERT.or.jp/at/2022/at220006.html>

「Emotet」と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて (IPA)  
<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html#L19>

マルウェア Emotet への対応FAQ

(JPCERT)  
https://blogs.jpCERT.or.jp/ja/2019/12/emotefaq.html

令和四年四月二十七日附総神収第一〇六号  
神社本庁総務部長名神社庁長宛

▼「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」施行に伴う宗教法法人法の一部改正について

標記の件、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第七〇号)が施行されるのに伴ひ、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第七一号)により宗教法法人法の一部が改正され、令和四年九月一日より施行されます。

同法改正の趣旨は、従たる事務所等の所在地における登記を廃止する者であり、別紙の通り改正内容をお示し致します。

尚、従たる事務所を設置してゐる包括下神社は皆無であり、今般の宗教法法人法の一部改正による管下神社への大きな影響はないものと思はれますので、併せて御承知置き願ひます。

以上

令和四年四月二十七日附全教神協発第一七号一三

全国教育関係神職協議会長名神社庁長宛  
▼全国教育関係神職協議会公式ウェブサイトに開設の件

標記の件、全教神協設立六十周年記念事業の一環として、此度、左記の通り公式ウェブサイトを開設する運びとなりました。

つきましては、貴管内神職への御周知方、宜しくお願い申し上げます。

記

一、開設期日

令和四年五月二日(月)(予定)

一、アドレス

http://zak.jp

以上

令和四年五月一九日附崇奉企発第一七号

伊勢神宮崇敬会理事長名神社庁長宛

▼第十八回『神宮奉納お伊勢まいり作文コンクール』中止について

標記の件、青少年の健全育成を目的に本年度も開催すべく準備を進めてまいりました。

しかしながら、昨年同様に新型コロナウイルス感染症への対応による行事等の自粛により、今年度の作文募集が困難であると判断し、取り止めとさせていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

上げます。

以上

令和四年五月二十五日附研修修発第二三二号  
神社本庁総合研究所長名神社庁長宛

▼令和四年 明階授与申請時の差額措置適用にかかる特例措置について

標記の件、新型コロナウイルス感染症の影響による、令和三年中の研修実施状況等に鑑み、左記により「階位検定及び授与に関する規程」第十六条の二に定める差額措置適用期間の特例を設けますので、お取り扱ひの程宜しくお願ひ申し上げます。

記

一、対象者

平成二十九年三月に明階検定合格正階授与となった者の内、令和四年三月末日時点で、各種研修を二日以上修了してゐる者。

但し、神宮実習・中央実習を終へてゐない者は対象としない。

一、延長期間

令和五年三月末日迄

一、備考

本件適用については、対象者の研修歴及び研修実施状況を考慮し、個別対応と致しますので、進達にあたっては、必ず事前に研修

課へ問ひ合はせ下さい。

以上

令和四年五月二十五日附秘書発第二二八号  
神社本庁総長名神社庁長宛

▼**神社本庁職員らによる地位確認請求**

**訴訟について(報告)**

標記の件、令和四月五月二十三日に確認された役員会において御協議戴いたところ、左記の通り御諒承戴きましたので、報告致します。

尚、判決の事実確認については、令和三年十月八日付秘書発第四〇三号の通りです。

記

一、判決確定を受けての対応

①稲、瀬尾の両名に対し、懲戒以前の地位に戻す(稲氏は参事・総合研究部長、瀬尾氏は参事・総合研究部長)

但し、それぞれに役職には既に別の人員を充てて業務を行ってゐること、最高裁決定の送達があった四月二十二日から一ヶ月後には評議員会が開催され、即座に部長職を入れ替へて評議員会に対応することは現実的ではないこ

とから、稲氏には自宅待機、瀬尾氏には引き続き神社課勤務を命じてゐる。

②懲戒処分から本年四月二十一日

までの未払給与については、判決では求められてゐない定期賞与や賞与も含めて計算し(但し、事項にかかつてゐるものは除く)、遅延損害金を加へ、他方、税金や保険料を控除して支給する予定。尚、五月以降の給与については元の地位である参事・部長の待遇で支給してゐる。

一、今後の対応

稲、瀬尾の配置については、六月四日から発足する新体制に一任する。神宮大麻の頒布強化、庁規をはじめとする各種規程の整理と見直し、研修制度の体系的な整備と現代社会への対応、過疎地域対策の充実など、専従者の必要な施策が多くあることから、現任の部長職も含めた適切な人員配置を願ふ。

一、その他

理事からは、本庁に懲戒理由があったことを判決が認めてゐるのだ

から別の処分を下すことが可能かとの質問があった。代理人弁護士からは、判決の中で明らかに「就業規則の懲戒事由に外形的には該当する」と認めてゐることを指摘し、理論的には観桜であるが、別の裁判が提起される可能性もあるとの説明があった。

以上

**事務報告**

【御垣内特別参拝許可願申請報告】

■伊勢神社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和四年五月十三日

豊受大神宮

令和四年五月十三日

・員数 代表

第九八代伊勢会

古賀俊海大神 他二四名

■若宮神社宮司 山邊 和之

・参拝日 皇大神宮

令和四年六月二日

豊受大神宮

令和四年六月一日

・員数 代表

直鳥信明氏 他一名

【神職帰幽】

■本城 敬忠 氏

妙見神社宮司(二級)

令和四年五月四日逝去

(享年 五十六)

謹んでお悔やみ申し上げます

一―二三四番地

天満神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字三津一八九

二番地

熊野神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字三津一三二

三番地

熊野神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字大曲二二九

二番地

天満神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字三津二三七

二番地

熊野神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字三津

妙見神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字松隈

山神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字石動

八坂神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字大曲

二番地

熊野神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字石動九一六

番地

天満神社宮司に特任する

神埼郡吉野ヶ里町大字大曲

厳島神社宮司に特任する

但し任期は令和七年四月三十日迄

とする。

令和四年五月一日発令

【承認】

■財産処分(売却)

彦山神社 唐津市相知町中山鎮座

(令和四年五月十日承認)

■財産処分(地役権設定)

日吉神社 武雄市武雄町武雄鎮座

(令和四年五月二十五日承認)

【研修会案内】

▼雅楽研修会(研修歴…一日間)

一、日時 七月二十六日(火)

受付…午前九時

開講式…午前九時半

一、場所 神社庁二階会議室ほか

一、服装 男性は背広ネクタイ着用

女性はそれに準ずる服装

一、申込 七月二十二日(金)迄に神

社庁までお申込み下さい。

※ 経験者、未経験者にかかわらず

積極的に受講願います!

寄贈書籍等目録及び御芳名

自 令和四年五月 一日  
至 同年 三十一日



- ・ 廳報新潟 第一二五号
- ・ 青森県神社庁報 第一七四号
- ・ 高知県神社庁報 第八四九号
- ・ 香取 第一二二号
- ・ 靖國 第八〇二号
- ・ 國見 第二二三号
- ・ かひがね 第一九七号
- ・ うみはちまんぐう保育園
- ・ 園舎復旧再建記念誌
- ・ 資料で見る神道史
- ・ 國學院大學博物館神道展示室ガイドブック
- ・ 都の神 やしろとまつり 世界遺産 賀茂別雷神社の至宝
- ・ 國學院大學研究開発推進機構
- ・ 北海道神社庁報 第一二六七号
- ・ 埼玉県神社庁報 第二四〇号
- ・ すいとく 第八一四号
- 新潟県神社庁 様
- 青森県神社庁 様
- 高知県神社庁 様
- 香取神宮崇敬会 様
- 靖國神社社務所 様
- 茨城県神社庁 様
- 山梨県神社庁 様
- 宇美八幡宮宮司伊藤佳和 様
- 國學院大學 様
- 世界遺産 様
- 北海道神社庁 様
- 埼玉県神社庁 様
- 第八一四号 様

第六十一回

佐賀県神社関係者大会開催要項

- 一、期 日 六月二十日(月)
- 一、場 所 佐嘉神社記念館
- 一、主 催 佐賀県神社総代会
- 一、日 程

午前十時 …… 受付  
 午前十時半 …… 開会

(開会儀式)  
 (議事)  
 (定例表彰式)  
 (DVD上映)  
 (聖寿万歳)

午後零時半 …… 閉会

- \* 昼食弁当を配布します。
- \* 各支部におかれては、参加者の取り纏めをお願い致します。
- \* 参加者報告締切六月十日(金)
- \* 駐車場は、当日の空き状況で適宜お願い致します。

- ・ 竹駒神社宮司村田守広 様
- ・ 大町八幡神社だより 第七号
- ・ 八幡神社宮司 北島 巖 様
- ・ 伊勢と皇学館の一四〇年
- ・ 学校法人 皇學館 様

参議院議員山谷えり子後援会

入会勸奨のお願い(署名依頼)

既に全神職宛にお願いしており、ます後援会入会依頼については、今夏参院選に向けて是非とも御協力をお願い致します。

県本部では六月二十七日(月)より電話作戦を行う予定としている為、支部経由、また期日後は直接でも構いませんので神社庁まで署名用紙の提出をお願い致します。

~~~~~

【神職の皆様へ】

神社庁携帯LINEアカウント登録のお願い

軽微な事務連絡、災害時の被災写真など、連絡の簡素化を目指すため左のQRコードを読み取って友達登録をお願い致します。

特に、支部長・幹事の皆様宜しくお願致します。



## 「心を磨く文化」

参議院議員 比例代表(全国区) 選出  
自由民主党文化立国調査会長

山谷 えり子



日本人にとって、文化は自然とともに日々の生活の中にとけ込んでいるものですが、あたりまえすぎて大切さに気づかないことも多いものです。

日本人は、何百年と続く優美な世界をひたすら同じ様式で継承しつつ、一方では溢れる好奇心で新しい感性を取り入れ、創意工夫を重ねて日本文化を発展させてまいりました。それらは、日本人の器用で繊細で真面目な気質が、日本特有の精神文化と相俟って支え続けてきたものと考えます。四季の豊かさと花鳥風月を愛でながら、すべての国民の審美眼が磨かれていく稀有な国が日本といえるでしょう。

日本の浮世絵に大きな影響を受けたことでも知られるゴッホは、「日本芸術を研究すると、明らかに賢者であり、哲学者であり、知者である人物に出会う。その人は何をし、時を過ごしているのだろうか。地球と月との距離を研究しているのだろうか。ちが

う。ビスマルクの政策を研究しているのだろうか。いや、ちがう。その人はただ一本の草の芽を研究しているのだ」と日本人の鋭い慧眼を称えています。

私が平成二十八年に自民党の文化立国調査会長に就任して五年が経ちました。伝統や文化を次の世代へ歴史とともに繋いでいく中継ぎ役は、大変大きな重責を担っていると、日々感じています。

まず着手したのが、後継者不足で存続が危ぶまれる伝統工芸などを「レッドリスト」として一覧化することでした。文化財の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、修理の効果的な抜本改革もすすめました。修理期間中に、これまでただ閉鎖していたものを貴重な情報公開の場と捉え、修理現場の公開など新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進させ、観光振興へと結びつくようにいたしました。

また、各地で多発している災害により被害をうけた文化財の復旧対応や補助金での支援なども迅速に行えるようになりました。さらに、伝統的な文化だけでなく、現代アートやアニメ、マンガ、食やファッションなど、クールジャパンといわれる現代の文化にも着目し「稼ぐ文化」の発想も取り入れ、海外発信などを充実させました。

オンラインピック・パラリンピックを契機とし、日本の文化を国内外に発信していこうと

『日本博』をはじめ、官民あがいで活動していましたが、途中、新型コロナウイルス感染症の拡大により芸術文化活動の縮小を余儀なくされました。しかしながら、人々の不安と困難が立ちはだかる中、安らぎと明日への希望を与えてくれたのも芸術文化でした。昨秋の補正予算では、地域の伝統行事等の伝承事業予算を拡充していく決議をし、山車や用具の修理、次世代に伝え遺すための映像制作などに新規で六十五億円の予算をあて、神社や保存会の活動、文化財の修理・整備などを総合的に支援できるようにになりました。

本年度からは、五年間という長期的視点で「文化財の匠プロジェクト」が始動します。これは、文化財の保護・修理に欠かせない技術者の養成や原材料の保護にむけた支援強化策で、長らく文化立国調査会で推進してきたものが結実されたものと大変感慨深く思っております。

改正教育基本法の教育目標には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられています。

日本の神道は感じる宗教です。感じる心を磨くには、体験や人との触れ合いが欠かせず、それらの機会を増やしていけるよう今後も猛進してまいります。